

特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク  
職員給与規程

作成:平成16年11月26日

シビルサポートネットワーク規程第7号

**第1条(目的)**

この規程は、特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク(以下、「CS ネット」という)就業規則第1条に基づき、事務局職員(以下「職員」という)の給与に関する事項について定めたものである。

**第2条(適用範囲)**

この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

**第3条(給与等の定義)**

この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

**第4条(均等待遇)**

職員の国籍、信条、または社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

**第5条(給与の種類)**

1. 給与の種類は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長代理(主として事務局業務に従事し、事務局長の代理を命じられた職員)
- (3) 職員A(職務に熟練した職員)
- (4) 職員B
- (5) 職員C(専門的な能力を有する日給職員)

2. 給与は、代表理事がこれを定めることとする。

**第6条(給与計算期間および締切日)**

給与計算期間は、毎月21日から翌月20日までとし、20日を締切日とする。

**第7条(給与の支払日)**

給与は毎月25日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその前々日、土曜日・祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

**第8条(給与の支払方法)**

1. 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。ただし、職

員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

2. 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座をネットワーク会議に届け出なければならない。

3. 口座振り込みにより給与を支払う場合、ネットワーク会議は給与支払日の午前10時に払い出しができるように処理するものとする。

#### 第9条(給与からの控除)

給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

- (1) 給与所得税および住民税
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料  
(日割単価・時間単価の計算および端数処理)

#### 第10条(日割・時間単価)

1. 日割・時間単価は、理事会がこれを定めることとする。

2. 遅刻・早退の時間計算は、30分単位で行うものとし、その端数処理は次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 30分以上の遅刻および早退があった場合は、30分単位で給与減額を行う
- (2) 30分以下の遅刻および早退は30分とみなす
- (3) 遅刻および早退の合計時間が1時間に達したときは、1時間に達した当該月の給料から時間給与の減額を行う
- (4) その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める

#### 第11条(時間外・休日勤務手当)

1. 就業規則第27条の時間外・休日勤務を命じた職員には、理事会で定めた手当を支給しなければならない。

2. 前項の分単位の時間外・休日手当の支給は、前条第2項の例によるものとする。

#### 第12条(非常時払い)

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうちすでに働いた日数の給与を可及的速やかに代表理事の認めるところにより支払うことができる。

- (1) 職員の出産、疾病に伴う費用および災害を受けた場合の費用
- (2) 職員の収入によって生計を維持する者が出産もしくは疾病にかかり、または災害を受けた場合の費用
- (3) 職員もしくはその収入によって生計を維持する者が結婚し、または死亡したときの費用

- (4) 職員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると代表理事が認めた場合の費用

#### 第13条(退職時の給与の支払)

職員が死亡し、または退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第7条の規定にかかわらず、本人または遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことができる。

#### 第14条(遺族の範囲)

死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者および相続順位とする。

#### 第15条(有給休暇の取扱い)

就業規則第29条(年次有給休暇)、第31条(慶弔休暇)、第32条(産前産後休暇)の有給休暇を認める。

#### 第16条(その他の休暇等の取扱い)

就業規則第30条(病気休暇)、第33条(母子保健管理のための休暇)、第34条(生理休暇)、第35条(育児休暇)、第37条(介護休暇)の無給休暇等を与える。

#### 第17条(業務上疾病等による休業の取扱い)

1. 業務上の傷病または通勤災害により休業した者は、労働基準法および労働者災害補償法の定めによって保険給付を受けるものとする。
2. その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

#### 第18条(休職期間中の取扱い)

職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。ただし、就業規則第41条第5号により休職させた場合、代表理事の承認を得て給与の全額または一部を支給することができる。

#### 第19条(昇給)

就業規則第50条による職員の昇給は、毎年4月1日に行うこととし、年度当初に代表理事がこれを定める。ただし、運営状態によっては行わないことがある。

#### 第20条(賞与)

賞与は支給しない。

#### 附 則

1. この規程は、CS ネット成立の日より施行する。